

会議録

会議の名称	平成28年度 第1回 西東京市地域公共交通会議
開催日時	平成28年5月20日(金) 午前10時00分 から 午前11時30分 まで
開催場所	西東京市保谷庁舎 別棟A・B会議室
出席者	【委員】柴原委員、稲垣委員、阿部委員、町田委員、今野委員、高橋委員、尾崎委員(代理：藤澤様)、二瓶委員、児玉委員 【事務局】松本都市計画課長、長塚課長補佐、広瀬主任、亀井主事
議題	議題1 西東京市地域公共交通会議委員の委嘱について 議題2 はなバスルート見直し後の利用状況について 議題3 はなバス第4北ルートの運行について 議題4 はなバス運賃の見直し検討に伴う適正な運賃設定のあり方について 議題5 西東京市生活交通改善事業計画(UDタクシー)について 議題6 公共交通空白・不便地域に対する移動手段の検討について 議題7 今後のスケジュールについて
会議資料の名称	資料1-1 西東京市地域公共交通会議設置要綱 資料1-2 西東京市地域公共交通会議委員名簿 資料2 はなバスルート見直し後の利用状況について(平成28年4月実績) 資料3 はなバス第4北ルートについて 資料4-1 はなバス運賃の見直し検討に伴う適正な運賃設定のあり方について 資料4-2 東京都内のコミュニティバス(島しょ部除く)の料金・サービス一覧 資料5 UDタクシー導入意向調査結果 資料6 公共交通空白・不便地域に対する移動手段の検討について 参考資料1 はなバスパンフレット 参考資料2 西東京市生活交通改善事業計画(平成26年度)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
会長	開会宣言 西東京市地域公共交通会議設置要綱第6第2項に規定する定足数(委員の過半数)を満たしていることを報告。
会長	議事に先立ち、会議の公開についてお諮りする。当会議は、西東京市地域公共交通会議設置要綱第7の規定により、会議録も含め、原則公開となっているが公開でよろしいか。(全員賛成)
会長	それでは、本日の会議については原則どおり公開とする。 (傍聴人なし)

【議題1】 西東京市地域公共交通会議委員の委嘱について

会 長： 議題1「西東京市地域公共交通会議委員の委嘱について」事務局に説明を求める。

事 務 局： 新たに委員になられた方を紹介。
(関東運輸局 首席運輸企画専門官 尾崎 行雄様)
尾崎委員欠席のため、代理出席された藤澤様に委嘱状を交付。

【議題2】 はなバスルート見直し後の利用状況について

会 長： 議題2「はなバスルート見直し後の利用状況について」事務局に説明を求める。

事 務 局： 資料2に基づき説明。

会 長： 質問、意見等があれば発言願いたい。

委 員： ルート見直しに伴い苦情などはあったか。

事 務 局： 旧第2ルートで保谷駅南口を利用していた方から、保谷駅への乗入れ復活について再検討してほしい旨の要望はあった。

会 長： 他に質問、意見は無いか。(特になし)

【議題3】 はなバス第4北ルートの運行について

会 長： 議題3「はなバス第4北ルートの運行について」事務局に説明を求める。

事 務 局： 資料3に基づき説明。

会 長： 質問、意見等があれば発言願いたい。

委 員： 北芝久保停留所の花小金井駅方面行きについて、一旦取止めとしている理由の詳細はどのような内容であるか。

事 務 局： 当該停留所の東側の住宅の児童が通学のため、芝久保浄水場側に渡るが、横断歩道は停留所の南側である。そこまで歩く際に、停車しているバスを追い越す車両との接触を危惧しており、そのことについて安全対策の要望があったが運行開始までの時間も殆ど無い状況で具体的な対策を講じることができないため、一旦運行を取止めることとした。停留所については、現在の位置の近隣に移設する方向で調整を進めている。

委 員： 停留所の移設先の検討は水道工事施工中に実施する認識でよいか。

事務局： 移設先は工事前に確定したいと考えている。

委員： 迂回ルートは効率を考えると、9番北芝久保と12番東京街道・科学館南を結ぶルートになるのではないかと。

事務局： 10番西原町4丁目（田無ファミリーランド）停留所は周辺の公共交通空白地域を補完する停留所であるため、できる限り経由したいと考えている。工事の施工時期を考えると次回の会議前に迂回ルートと運行ダイヤを確定しなければならないため、ダイヤへの影響や迂回ルートの選定については今後、情報提供させていただく。

委員： 迂回運行は道路運送法第17条の適用となるのか、または、迂回運行の期間が1年間と長期間であるため、迂回ルートの申請を運輸局に提出した方がよいのか。

委員： 個別相談は必要であるが、迂回ルートの導入時は道路運送法第17条の適用とし、その後は工事期間を見据えて所定の手続きをするのが望ましい。

会長： 他に質問、意見は無いか。（特になし）

【議題4】はなバス運賃の見直し検討に伴う適正な運賃設定のあり方について

会長： 議題4「はなバス運賃の見直し検討に伴う適正な運賃設定のあり方について」事務局に説明を求める。

事務局： 資料4-1, 4-2に基づき説明。

会長： 質問・意見等があれば発言願いたい。

委員： サービスの水準に見合う運賃設定がよい。例えば、シルバーパス利用者の運賃は東京バス協会から補助金を受け取れるのか。

事務局： シルバーパスの補償は、東京都福祉保健局から東京バス協会に支払われているが、あくまでも民間路線バスへの補助であるため、コミュニティバスには適用されない。しかし、導入にかかる経費について負担する金額を事業者と協議し、合意が得られれば導入は可能であるとの見解を東京都の担当者から伺っている。

委員： シルバーパスの補償対象については、平成12年頃の東京都福祉保健局の答弁が二転三転した経緯もあり、一部の自治体に対しては運賃補償されているが、シルバーパス施行規則に一般路線バスが対象であり、コミュニティバスは除外であると明記されている。仮に、シルバーパスの補償対象をコミュニティバスまで拡大すると、都内の運行事業者へ支払われるはずであった運賃補償額が減額されることになるため、運行事業者は大変な痛手を被ることとなる。また、現在の東京都福祉保健局の見解では、コミュニティバスは一般路線バスを補完する目的で運行されているため、運賃補償の適用はしないとしている。

委員： アクションプランで市の補助金を抑制すると記載あるが、具体的な削減額や目標金額を提示した上で運賃改定の議論が始まるのではないか。例えば、収支率で他市と比べると、西東京市は50%を超えているが、他自治体では30%を目標にしているところもあり、運賃改定が必要であるかは疑問である。

事務局： 年度ごとの公費負担額の目標はアクションプランに記載の通りだが、はなバスと路線バスの運賃格差についての声もあり、運賃改定を検討しなければならないと考えている。

委員： 一般路線バスと同等のサービスを維持できるのであれば運賃も同等にすれば良いが、コミュニティバスは一般路線バスでは運行できない区間を補完しており、車両サイズ、運行便数、割引サービスなどは一般路線バスの水準を下回っているため、低価格はやむを得ないと思う。

委員： 平成27年度の運行補助金の実績について、速報値はないのか。

事務局： 運行補助金は平成26年度より少し減少する予定である。

委員： はなバスの運行目的として、公共施設のアクセスに対応するルートを設定しているが、利用者が減少している公共施設に無理して停留所を設置する必要は無いと考える。公共施設を繋ぐのであれば、公共施設の利用者増減についての資料があると議論しやすいと思う。

委員： 交通空白地域・不便地域の解消という言葉だけで片付けるのではなく、そもそも交通空白地域・不便地域の解消がなぜ必要なのか明確にする必要がある。たとえば、不便地域を割り出すのに、駅から300メートルの円を描いたりしているが、この考え方は、明らかに若者を対象としたものではなく、高齢者・障害者・車椅子の方々の存在を意識しているものであると思う。

前回の会議でも通勤通学の方々の利便性はもとより、さらに重要なのは高齢者の方々の移動であるとの意見もあったと記憶している。

こうしたことから、適正な運賃設定のあり方については、交通や都市整備の政策に捉われずに、福祉など他の政策との関連などを考慮しながら、広い観点で議論を進めていく必要があると思う。

コミュニティバスの評価方法は様々だが、例えば、ルート沿道の高齢者一人当たりの利用率で評価している自治体もあり、評価事例についても収集するとよい。

委員： 平成26年度までの実績に比べ、平成28年度のアクションプランの目標数値が高いがどのように設定しているのか。

事務局： ルート見直しに伴う車両の新規購入や入れ替えによる減価償却費用が増加となるため、公費負担の増加を見込んでいる。

会長： 他に質問、意見は無いか。（特になし）

【議題5】西東京市生活交通改善事業計画（UDタクシー）について

会 長： 議題5「西東京市生活交通改善事業計画（UDタクシー）について」事務局に説明を求める。

事 務 局： 資料5に基づき説明。

会 長： 質問・意見等があれば発言願いたい。

委 員： 平成30年以降の車両導入予定であるが、トヨタ自動車のジャパントクシー（ハイブリッドのUDタクシー）の開発、国と東京都環境局による補助金やオリンピック・パラリンピックなどの要素があるため、今後の動向により変化していくものと思われる。

会 長： 平成26年度の計画について、変更する箇所はどこになるか。

事 務 局： 平成26年度に策定した西東京市生活交通改善事業計画の内容については、平成28年度の導入予定車両台数の変更のみ行う。また、平成29年度以降の計画は、次回以降の会議において案を作成し、意見を伺いたい。

会 長： 他に質問、意見は無いか。（特になし）

【議題6】公共交通空白・不便地域に対する移動手段の検討について

会 長： 議題6「公共交通空白・不便地域に対する移動手段の検討について」事務局に説明を求める。

事 務 局： 資料6に基づき説明。

会 長： 質問・意見等があれば発言願いたい。

委 員： 公共交通不便地域に対して、何らかの移動手段を検討することについては、公費負担の増加があるという認識でよいか。

事 務 局： 交通手段や公費負担の検討を行い、どのようなことが可能であるかを検討したい。

委 員： 例えば、停留所がある公共施設を行き先とし、そこからバスに乗り換えるといった他の公共交通と連携する交通システムも考えられる。

委 員： 都市計画道路の整備計画や人口増加が見込める地域を考慮して検討した方がよい。

委 員： 利用者のニーズ、外出での不便性や以前のアンケート調査結果などから公共交通空白・不便地域の住民がどのように感じているのかを知った上で検討した方がよい。

会 長： 他に質問、意見は無いか。（特になし）

【議題7】今後のスケジュールについて

会 長： 議題7「今後のスケジュールについて」事務局に説明を求める。

事 務 局： 資料7に基づき説明。

会 長： 質問・意見等があれば発言願いたい。（特になし）

【その他】

会 長： 全体を通して、何か意見等は無いか。

委 員： 情報提供であるが、福祉輸送限定事業者が地元自治体は何もしてくれないとのことで東京都に働きかけている。今後、スロープ付きタクシーも公共交通会議の議題になる可能性がある。

委 員： 今までの基準として、UDタクシーの導入補助は、通常のタクシー事業者以外の福祉輸送限定事業者であっても、補助対象となる車両であれば導入可能であるが、実際は導入には至っていない。現在、導入の意向を示している事業者から運輸局に要望が寄せられており、東京都と協議している。今後の動向などはこの会議において報告する。

会 長： 他にないか。（特になし）

会 長： 他に無いようであれば、これをもって、平成28年度第1回西東京市地域公共交通会議を閉会する。

以上